

第 8 章 韓国

藤田技術士事務所 藤田 哲

0. 食品政策の全体像

食品行政には主に次の 4 行政機関が関与する。

保健福祉家族部 (MIHWAF: Ministry of Health, Welfare and Family Affair)

食品医薬品安全庁 (KFDA: Korea Food and Drug Administration)

農林水産食品部 (MIFAFF: Ministry for Food, Agriculture, Forestry and Fisheries)

消費者院 (KCA: Korea Consumer Agency)

(1) 保健福祉家族部 (MIHWAF)

MIHWAF の食品行政における役割は法の制定であり、食品安全基本法、同施行令、食品衛生法、同施行令、同施行規則、健康機能性食品法、同施行規則がある。

1998 年に KFDA が設立され、法の管理・執行は KFDA に移管された。現在、食品政策に関しては食品政策部が関与している。法改正に関する KFDA からの提案は取捨選択し、法律を改定する。

人員構成は、本部 815 人、所属機関全体 2,828 人、計 3,643 人（検疫所、疾病管理本部、国立病院などを含む。） 検疫所は全国 8 か所で主に港湾に設置されている。

(2) 韓国食品医薬品安全庁、KFDA

KFDA は食品及び医薬品の安全、健全性、健康、表示に関わる管理、執行を行う。関係する法律は、食品衛生法、健康機能性食品法などである。農林水産食品部 (MIFAFF) が管理する一次農産物、食肉、乳、乳製品など 104 製品は除外するが、流通末端での販売商品と食堂、レストランなど給食施設は KFDA の扱いである。食品に関しては、KFDA は輸入食品、一般食品、食品添加物、栄養機能食品、食品包装と装置を管轄する。

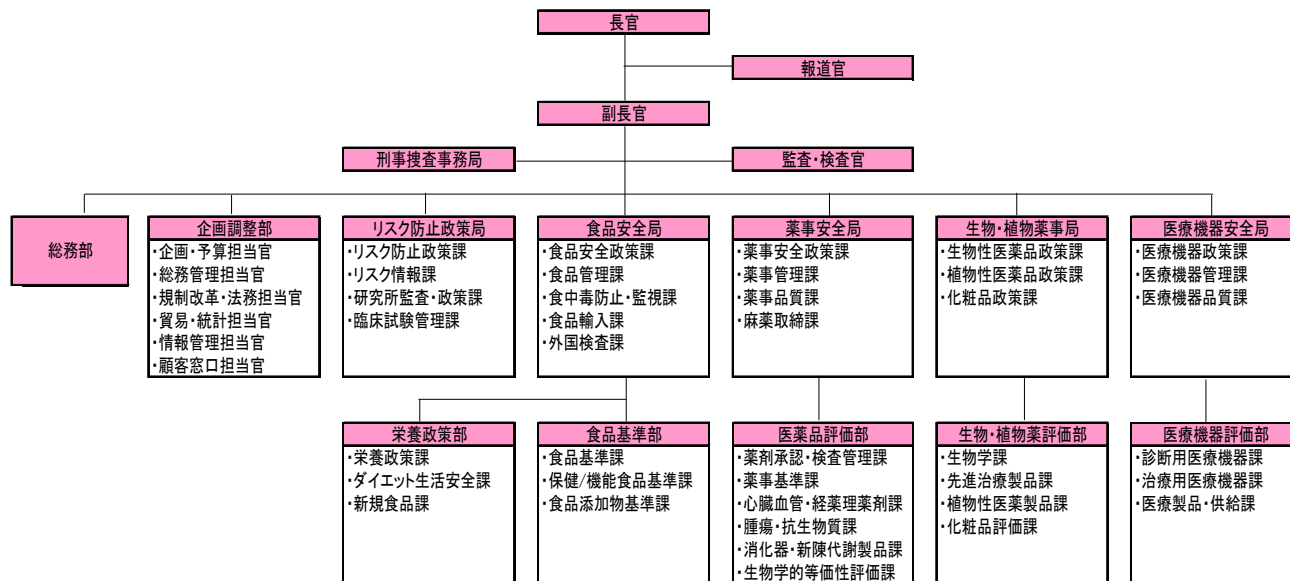
人員構成は、本庁 665 人、地方庁 6 か所 630 人、国立毒性科学院 137 人、計 1,432 人
本庁組織：食品安全局及び栄養政策部 191 人、（この内、食品基準部 45 人、研究担当 34 人、計 79 人）。

地方庁：輸入食品安全管理及び食品安全管理 258 人、事後管理、HACCP などの研究員 26 人）。

輸入食品検査は地方庁 6 か所と、支所 6 か所、計 12 か所で行う。

なお FAO の Codex 委員会に関して、KFDA はレギュラーメンバーであり Codex 課を設けている。また、MIFAFF も Codex 委に参加している。

(図) 韓国食品医薬品安全庁組織図



(3) 農林水産食品部、MIFAFF

従来の農林部 (MAF) から 2008 年 2 月に改名した。この組織で食品に関連するサービス機関は、農産物品質管理院 (NAQS) 1427 人、畜産研究防疫院 (NVRQS) 585 人、植物防疫院 (NPQS) 426 人、水産製品品質検査院 (NFPQIS) 233 人で、4 機関全体で 2,671 人である。これらの機関が関係する法律は、それぞれ、農産物品質管理法、畜産物加工処理法、水産物品質管理法である。なお特殊なものとして、高麗人参産業法がある。

2003 年、MAF 内に消費者安全部を作り GMO を管理したが、今日は食品工業政策局の消費者情報食品安全チームが GMO を管轄している。

MIFAFF には地方開発庁 (RDA)があり、この下に 8 国立研究所と農業大学をもち、農業振興に当たっている。

NAQS は農産物検査、履歴追跡、出荷規格、原産地表示管理 GMO 表示管理等を実施。

NVRQS は畜産品の農場から食卓までの安全衛生、品質管理、HACCP 等に関わる。

NPQS は国産及び輸入植物性農産物の安全衛生、持続性有機農業促進に関わる。

NFPQIS は水産物品質管理制度運営、水産物検定、分析検査、原産地表示等に関わる。

食品に関しては GMO 関連事項、表示。農畜産品の産出国表示 (COOL) の法令がある。食品の品目別・段階別の管理に関して、これらの MIFAFF の機関と KFDA との職務分担は表 2 を参照されたい。

(4) 韓国消費者院、KCA

消費者保護法の下、1987 年に消費者保護院 (KCPB) が発足し、後に消費者法の全面改定を受けて、この組織は 2007 年に「消費者院」に改名した。

設立の目的： 消費者の権利と利益を促進し、消費生活向上により、民族の経済発展に寄与

する。

使命：消費者の幸福達成のパートナーとして、その力づけのためのサービスに最善をつくす。

ビジョン：2010年に消費者満足を実現する。設立20周年にあたり、種々の消費政策と環境の変化に直面し、このことを誓う。

戦略目標：前記使命達成のため3項目の戦略目標を定める。「運営と中心機能の進歩、庁の社会的価値向上、新しい組織風土の創造」である。

組織：安全センター、検査局、被害救済本部（食品被害部、食品チーム）からなる。

定員：269名、現在240名、食品分析10名、調査安全7名（食品の仕事80%）

1. 食品表示制度

（1）制度の全体像

① 食品表示の法制度

食品衛生法は、食品による衛生上の危害を防止し、食品栄養の質的向上を図り、食品に関する正しい情報を提供することによって、国民保健を増進することを目的にしている。この法律は「食品」「食品添加物」「器具」「容器・包装」「食品内容及び栄養の表示」「営業」「給食」などを規定し、食中毒を防止し、国民の健康に資するため、種々の基準を定める。

食品衛生法第10条の規定により、食品医薬品安全庁（以下KFDA）の長は、食品、食品添加物、容器・包装についての表示基準を告示するとされ、具体的にはKFDAより告示されている食品等の表示基準（食品医薬品安全庁第2008-66号）により規定されている。また、食衛法第11条の規定によって、食品の栄養成分表示への必要な基準を告示する。これらの基準によって、GMO食品の表示違反、誇大、不正表示なども防止する。

食品表示制度の目的は、消費者の知る権利、消費者の選択を容易にするための情報提供が主要目的であり、また衛生上の危害防止と、正確な情報伝達をはかる。

② 食品表示の監視、違反への措置

A 食品表示の監視

食品表示と表示内容の監視は、KFDA及びKFDAの6地方庁、並びに232の地方自治体所属保健所の保健衛生課（地方保健衛生課は食品衛生と公衆衛生を扱う）が行う。大部分の監視業務は地方自治体の保健所係員によって行われ、KFDAに連絡される。消費者院も表示をチェックしKFDAに通告、建議する。

MIFAFFの監視は農畜水産物に関し、農産物品質部門、獣医畜産部門と水産検査所、及び地方自治体の担当部署が行う。この三部門の係官には検察権がある。また法務部門の行政公務員には検察権を与えている。

違反食品の検査はKFDAが行うが、KFDAの指定検査機関を利用できる(食衛法24条)。検査委託ができる公的検査機関には次のものがある。地方KFDA、国立検疫所、市/道保健環境研究院、国立水産物品質検査院などである。

違反の疑いがある場合の調査では、事前通告なしの調査と通告後の調査がある。調査を行う行政公務員には検察権がある。栄養表示違反では違反内容を通告するので、事前通告の必要はない。一方、定期検査は通常、通告して赴く。

MIFAFFの定期検査、随時調査は事前通告なしで行い得る。

B 違反への罰則

違反が証明された場合、食品衛生法違反となり、懲役又は罰金刑が科せられる。例えば、危害食品や病弊獣肉の販売業者には、7年以下の懲役又は1億ウォン(W)以下(94条)、規格・基準に反する食品、食品添加物の販売、違反食品の廃棄命令違反では5年以下の懲役又は5000万W以下の罰金(95条)である。表示基準違反、虚偽表示、誇大表示や、製造停止命令違反等には、3年以下の懲役又は3000万W以下の罰金(97条)であり、細部にわたる罰則が設けられている。また、栄養表示違反、食肉、米、キムチの原産地表示違反では1000万W以下の過怠料が賦課される。なお、軽度の違反には、休業/営業停止などの詳細な行政処分が定められている(KFDA関係の違反事項と行政処分内容は表1を参照)。

(表1) 行政処分基準(食品衛生法施行規則第53条関連)

違反事項	根拠法令	行政処分基準		
		1次違反	2次違反	3次違反
6. 法第8条(有毒器具などの販売・使用禁止)違反	法第56条及び法第58条			
イ. 有毒器具などを製造・輸入または販売した時		営業許可取消または営業所閉鎖と当該製品廃棄		
ロ. 有毒器具などを使用・保存・運搬または陳列した時		営業停止7日	営業停止15日	営業停止1月
7. 法第9条(基準と規格)違反	法第55条、第56条、第58条及び第59条			
イ. 食品などの基準及び規格を違反したものを製造・輸入・運搬・陳列・保存または販売した時		品目製造停止15日	品目製造停止1月	品目製造停止2月

違反事項	根拠法令	行政処分基準		
		1次違反	2次違反	3次違反
ロ. 食品などの基準及び規格に違反されたものを使った時		是正命令	品目製造停止 5日	品目製造停止 10日
ハ. 制限的・基準及び規格を決めない器具または容器・包装		営業停止 15日と当該製品廃棄	営業停止 1月と当該製品廃棄	営業停止 3月と当該製品廃棄
8. 法第 10 条、法第 10 条の 2 及び法第 11 条違反	法第 55 条、 第 56 条、 第 58 条及び 第 59 条			
イ. 食品・食品添加物（輸入品含み）に対する表示事項の違反として				
(1) 表示対象食品に表示事項全部を表示しないと表示しない食品を営業に使用した時		営業停止 1月と当該製品廃棄	営業停止 2月と当該製品廃棄	営業停止 3月と当該製品廃棄
(2) ハングル表示をしなければならない輸入食品・食品添加物にハングル表示をしないとハングル表示をしない輸入食品・食品添加物を営業に使用した時		営業停止 1月	営業停止 2月	営業停止 3月
ロ. 主表示面に表示しなければならない事項中表示しないと基準で不適合の場合として				
(1) 主表示面に表示しなければならない製品名及び内容を全部表示しない時		品目製造停止 1月	品目製造停止 2月	品目製造停止 3月
(2) 製品名を表示しないと表示基準に違反した製品名を使用した時		品目製造停止 15日	品目製造停止 1月	品目製造停止 2月
(3) <削除>				
(4) 容量を表示しないと基準に違反した時		是正命令	品目製造停止 15日	品目製造停止 1月

違反事項	根拠法令	行政処分基準		
		1次違反	2次違反	3次違反
ハ. 栄養成分の表示をしなければならない食品（食品製造・加工業、流通専門販売業及び食品等輸入販売業に限り）に対して栄養成分の表示をしない場合		品目製造停止 15日	品目製造停止 1月	品目製造停止 2月
ニ. 食品に直接使う化学適合性分である食品添加物中名称と用途を表示しなければならない場合に表示しないとか基準に当たらない時（食品製造・加工業、流通専門販売業及び食品等輸入販売業に限り）		是正命令	品目製造停止 15日	品目製造停止 1月
ホ. 製造年月日または流通期限の表示基準を違反した場合として				
(1) 製造年月のまたは流通期限を表示しないとか表示しない食品等を営業に使った時（製造年月の流通期日表示対象食品などに限り）		品目製造停止 15日と当該製品廃棄	品目製造停止 1月と当該製品廃棄	品目製造停止 2月と当該製品廃棄
(2) 流通期限を品目製造報告した内容より超過して表示した時		品目類製造停止 10日と当該製品廃棄	品目類製造停止 20日と当該製品廃棄	品目類製造停止 1月と当該製品廃棄
ヘ. 製造年月日または流通期限を変調するなどの行為をした時		営業停止 1月と当該製品廃棄	営業停止 2月と当該製品廃棄	営業停止 3月と当該製品廃棄
ト. 食品または食品添加物を小分けする場合において原製品に表示された製造年月日または流通期限を超過して表示した時		営業停止 1月と当該製品廃棄	営業停止 2月と当該製品廃棄	営業停止 3月と当該製品廃棄
チ. 内容量を表示するにおいて不足量が許容誤差を違反した時として				
(1) 20 パーセント以上足りない場合		品目製造停止 2月	品目製造停止 3月	品目類製造停止 3月

違反事項	根拠法令	行政処分基準		
		1次違反	2次違反	3次違反
(2) 10パーセント以上20パーセント未満でない場合		品目製造停止 1 月	品目製造停止 2 月	品目製造停止 3 月
(3) 10パーセント未満でない場合		是正命令	品目製造停止 15 日	品目製造停止 1 月
リ. 調査処理食品の表示基準を違反した事項で				
(1) 調査処理された食品であるものを表示しない時		品目製造停止 15 日	品目製造停止 1 月	品目製造停止 2 月
(2) 調査処理食品を表示するに おいて基準を違反して表示した 時		是正命令	品目製造停止 15 日	品目製造停止 1 月
ヌ. イオン水・生命水または薬水など使うことができないようにした用語を使った時		営業停止 15日	営業停止 1月	営業停止 2月

[出典：「食品衛生法」冊子 保健福祉家族部・食品医薬品安全庁（2008年8月発行）]

なお、2007年に食品衛生法違反で起訴された件数は35件、有罪判決は24件であった。これらには、医薬品成分（バイアグラ様物質）を食品原料に添加、無届けでの食品製造、虚偽表示、流通期限の延長などが含まれた。

C 生産者と原材料納入者

生産者、販売者が不作為であっても、表示違反では生産者には責任がある。しかし、生産者が原料納入業者の不正を証明できれば罰せられず、原料納入業者が詐欺罪に問われる。例えば、GMO大豆を国産と偽った原料業者が罰せられた。生産者への罰は注意義務の実行の程度によって異なる。検査義務を怠らず実施した業者は罰せられない。また、納入者からの原料内容の証明書などを確保していれば、罪になりにくい。

D 検査技術と検査員の要件、省庁間の連携

検査技術の精度向上はKFDA本庁と地方庁が担当。検査に利用する技術は多様であり、ケースバイケースである。応用技術には、通常の化学分析に加えて、例えば、DNA検定、質量分析、NMR分析、元素分析などがある。検査する技術者には、衛生士、技術士、その他資格者のほか、専門大学の指定学科卒業者を採用後に訓練する。最近では修士が多く博士もいる。指定学科は医学、薬学、獣医学、畜産学、農芸化学など13学科である。

分析は必要条件を備え、認証された民間機関に委託することができる（食衛法24条）。

MIFAFF では採用した技術者を内部で養成している。

地方自治体が把握した違反、消費者院で発見された違反は KFDA に連絡される。MIFAFF と KFDA の双方に関わる問題では協議し基準を作っている。一次製品の GMO は MIFAFF の扱いであるが、販売の末端と加工食品の GMO は KFDA 扱いである（表 2 参照）。

(表 2) 品目別/段階別担当機関

区分	1 次生産(品)		2 次生産(品)		流通 (保管/運搬等)	消費 (食堂・デパート等 最終販売段階)
	生産	輸入	国内加工	輸入		
農産食品	農林水産食品部	食品医薬品安全庁				
	* 危害基準設定：食品医薬品安全庁					
畜産食品	農林水産食品部					食品医薬品安全庁
	* 危害基準(有害物質残留許容許容基準) 設定は食品医薬品安全庁が農食品部と協議後設定					
水産食品	農林水産食品部	(委託)	食品医薬品安全庁			
	* 輸入は食品衛生法によって委託 * 危害基準設定：食品医薬品安全庁					
その他	・ 水は環境府、酒類は国税庁など部署別特性によって管理					

*GAP、親環境など認証農水産物は流通段階まで農林水産食品部で担当

[出典：韓国農林水産食品部提供資料 - 食品安全行政体系]

③ 食品表示制度における利害関係者との関係

表示違反などに関し、製造業者、認証消費者団体、消費者によって、通報を受け付ける窓口は異なる。

製造業者：消費者からの不服は KFDA に報告。食衛法 93 条による罰則あり。

消費者団体：消費者からの不服を KFDA に報告し、調査を依頼する。

消費者：局番なしの 1399 に電話する。これを受けた地方自治体は対応の上、KFDA の食品安全消費者報告センターに報告する。

通報した消費者には最高で 1000 万 W までの報奨金がある（重要性による段階があり、例えば、製造年月日、賞味期限など書き換え通報は 10 万 W の報奨金）。

なお、食品の表示基準は改正が頻繁に行われ、例えば 2007 年の改正でその 10% が変わった。また、2008 年 1 月からは、加工食品栄養表示が義務化された。そこで、KFDA にはウェブサイトが設けられている。さらに情報提供に関して、KFDA は食品安全情報センターを設立の予定である。

KFDA によると、不正・不良食品の摘発は、2005 年 2,019 件、2006 年 1,585 件、2007 年 1,563 件、2008 年 5 月まで（5 か月）1,187 件であった。これらについては同業者からの告発が多い。

地域自治体からの報告は5W1Hが必須、自治体の職員はほとんど通知してから検査に行くか、事前に業者を呼び出す。この関連は年間ほぼ1,400件である。件数は2008年から増えている。メラミン事件もあったが、ひどい例はカップエビセンにネズミの頭が入っていた例である。原料混合時にネズミが入り、それを機械で切断した事件であった。

消費者院の安全センターでは自前の調査が90%以上で、消費者からの報告は5%以下である。なお、日本農水省の調査によると、2006年の刑事告発件数は1,868件であったという（食品の表示に関する共同会議、第41回）。

表示に関する消費者の活用については、食衛法施行令20条で、食品安全政策委員会メンバーの1/3はNGOで、他の1/3は生産者産団体に構成することが勧告されている。また審議内容は公開の義務がある。消費者院によると、食品安全政策委員会には消費者団体に年間3~4回の要請があり、消費者団体が実費以外は無報酬で協力している。この件はNGO団体の仕事の20%を占める。生産者団体との話し合いは問題発生時に行われる。

消費者が食品表示をどの程度活用しているかは、今回未調査である。法規の改革ペースが早く、例えば、栄養表示義務化は08年1月からであり、1年を経過した。

EUの例では、栄養表示を見る消費者はイギリス27%（但し食塩表示は半数が見る）、フランス9%、EU全体で18%しか見ていない。しかし、一日勧告摂取量は多くの国で半分程度の消費者が注意しているという（欧州食品情報委員会調査）。

④ 食品表示の範囲・方法

生鮮食品、加工食品、健康機能食品の義務表示は表3に一括して示した。

（生鮮食品：MIFAFFのLivestock Product Processing Control Act 104品目）

なお、中食、外食（100平方m以上の食堂、レストラン、給食施設）では、飯米、食肉、キムチの原産国表示が必要である。例えば、牛肉は国産、アメリカ産など記載。他の品目は義務表示はない。

MIFAFF扱いの穀物、野菜、肉類、水産物は流通段階まで。流通最終段階の小売りと食堂、レストラン、給食施設はKFDAの担当である。食品の性格が異なるので法が異なる方が良いのではないかとされていた。

(表 3)

	※1 生鮮食品	加工食品	※2 中食	※2 外食	健康食品	その他
名称	必須	必須			必須	
内容量	必須	必須			必須	
原材料名	必須	必須			必須	

	※1 生鮮食品	加工食品	※2 中食	※2 外食	健康食品	その他
使用方法	任意	必須			必須 (注意)	
調理方法	任意					
保存方法	必須	必須			必須	
栄養表示		必須			必須	
消費期限 /販売期限	必須	必須			必須	
賞味期限		必須				
製造年月日	必須	必須			必須	
製造者・生産国	必須	必須				
原料原産地		※3 要	※4 必須	※4 必須	必須	
開封後の取扱い						
リサイクル						
遺伝子組換え食品	必須	必須				
有機食品	必須	必須				
アレルギー		必須				
照射		必須			機能、注意	

※1 MAF 扱い

※2 対象外（但し、ピラなどで表示）

※3 特定原材料には義務あり

※4 食肉、米、キムチ

消費者への情報提供として、包装食品はラベル表示が義務、店頭対面販売ではポスターなどが可能である。

製品への表示場所は：

- 主表示面（製品の正面）に製品名と内容量、（内部の固体だけを摂取の場合は液体を除く重量）
- 一括表示面（情報表示面）に、食品の種類、製造年月日、流通期限又は品質保持期

限、原材料名及び含有量、成分名及び含有量

○ その他表示面に、製造者又は販売者名、栄養表示、注意事項表示、その他

これらの表示はハンダであること、色、活字のポイント（内容量 12 以上、製品名 6 以上、製造年月日 10 以上、成分表示 7 以上、栄養表示 8 以上）などが定められている。ゆとりがあれば、商品の表に全体を表示してもよい。なお、主表示面が 30 平方センチ以下の場合、ポイント数を減らす法令上の特例がある。

乾燥剤と鮮度保持剤には食用不可の表示を要する。

GMO は 3% 以上含有を表示する。照射食品は製品、原材料共に表示が必須（7 ポイント以上）である。韓国では乾燥食品、肉加工品、粉末卵、生卵、シイタケなど 26 品目への照射が認められ、国内 2 か所で照射している。香辛料照射は可であるが、トウガラシへの照射はしていない。

消費者への注意・警告表示では、KFDA の表示基準 6 条で、冷凍食品を含む 11 食品、果汁、小形ゼリー、食品添加物 2 種、包材 2 種に注意表示を義務化している。例えば、解凍後の再冷凍禁止、開缶の時に手を切らぬよう、過度の飲酒を避ける、ゼリーは窒息防止のために凍結しないなど。

（2）食品表示の個別規定

食品等（等とは、食品の他に器具包材を含む）表示基準の第 9 条に、細部表示基準の定めがあり、別紙 1 に、食品の製品名、食品類型、事業所及び所在地、製造年月日、流通期限又は品質維持期限、内容量、原材料名及び含量、成分名及び含量、栄養成分等、その他表示事項が定められている。なお同様に食品添加物についても、同様な細部基準が定められている。

① 期限表示

韓国では全ての加工食品は製造日と流通期限（sell by date）の表示が必須である¹。ただし、糖類、菓子類、飲物類（滅菌製品に限り）、ビール、醤油類（みそだま麴を除く）、調味食品（酢と滅菌したカレー製品に限り）、キムチ類、煮付食品（滅菌に限り）、澱粉、蜂蜜、小麦粉、レトルト食品、缶詰食品は品質保持期限（賞味期限）を付け流通期限を省略することができる²。食品によって期限表示の方法が異なり、内容は表示基準に示されている。弁当、海苔巻き、サンドイッチなどでは日時の表示が行われる。包装された生鮮食品及び解凍し包装した生鮮食品は、製品名、生産者、製造年月日、内容量、取扱い方法を表示する。解凍品は解凍の表示をするが、再冷凍は不可である。冷凍品を冷蔵することは禁止さ

¹ 「流通期限」とは「製品の製造日から消費への販売が許される期限」とされる（食品等の表示基準（食品医薬品安全庁告示第 2008-66 号））。また、具体的な設定基準については KFDA による「食品の流通期限の設定基準（食品医薬品安全庁告示第 2008-53 号）」がある。

² 砂糖、アイスクリーム、氷菓子類、食用氷、食塩、アルコール類（ビール、濁酒、薬酒は除外）は期限表示自体から適用除外される食品等の表示基準（食品医薬品安全庁告示第 2008-66 号）別表 1 より。

れているが、冷蔵品を冷凍することはできる。

期限表示の設定では科学的根拠が必要であり、KFDA は告示で詳細な設定基準を出している（2007-66 制定、2008-53 改正）。自社での試験を行い、その結果は報告書として提出する。自社で試験できない企業は、指定検査機関、食品関連学科のある大学等に依頼できる。試験法は AOAC 法、Codex 法、SCI 法、学術誌記載の方法、韓国食品工業協会法、その他によることができる。以上のとおり、期限の設定は企業の責任である。製造日記載は必須である。冷凍食品の場合は冷凍が製造の必須工程である。しかし、通常の商品では解凍日が製造日ということはない。

消費期限、品質保持期限（賞味期限）は当然保管方法と関連する。そこで、冷凍から室温まで 4 種の条件と加速実験法があり、特定条件下の期限が示される。（KFDA2008-53）

- 室温：1～35℃（35℃試験）、
- 常温：15～25℃（25℃試験）、
- 冷蔵：0～10℃（原則 10℃試験）、
- 冷凍：< -18℃。

期限は最も悪い条件で設定するから、2 種以上の条件下での期限表示はあり得ない。

弁当では時、缶詰は月まで、個別の加工食品に製造の、年、月、日、時の表示が定められている。ロットやバッチ、製造番号の記載はメーカーの都合である。記録では一般にバーコードが利用されることが多い。当然のことであるが製造会社名（輸入品は販売者）、連絡先電話、返品のための住所の表示は必須である。

○製造業者、輸入業者の表示：

製造所又は輸入業者名の表示は必須である。輸出元企業名は必須であるが、現地語での記載ができる。輸入食品の場合は、大統領令による指定機関の衛生検査を受ける必要がある。（国内 OEM の場合、委託先名の表示に関する規定は未調査である。）

製造や加工の日時とは、包装と梱包を除く、最終の工程が終了した時点であり、これは Codex で定められ世界共通である。

期限表示の付け替えは当然違反行為であり、回収や購入者への払戻しの対象になる。単なる印刷ミスを含めて、その他の表示違反に関しては、KFDA、MIFAFF 共に罰則を定めており、違反の程度によっては自主回収又は回収命令がなされる。その優先度は違反内容で異なる。なお、病原菌汚染や危険物汚染などの即回収は世界共通である。韓国では原産地偽称、GMO、照射食品の無表示は回収の上、罰則が適用されている。

② 原材料表示（水も原材料である）

原材料の原産地表示は、特定の原材料が食品中で 50%を超えるものは一つだけ表示*、49%以下ではトップ 2 位まで表示する。しかし、成分強調表示がある場合、例えばザクロ果汁であれば 1%含有でも表示する。しかし、1年に 3 回輸入国を変更、また 3 年間の年平均で 3 か国からの輸入であれば、単に輸入品と表示できる。

（*注：08 年のメラミン事件によって、近く上位 2 国名表記に改訂される予定である。

追加表示に関してはインターネット記載が可能になる。)

記載方法は、全ての原料を重量で多い順に記載する。また重要・特徴的原料は%表示する。砂糖や小麦粉は重要原料ではない。特徴的原料とは、例えば、写真や絵の表示があったり、商品名にイチゴ入りなどがある場合で、これらは1%でも表示しなければならない。さらに水を添加して、それが5%以上である場合は表示を要する。

③ 原産地表示

MIFAFF 管轄の食品 531 品目全体で原産地表示を要する。また、食衛法ではレストラン食堂（100 m²以上）、集団給食施設での米飯、キムチ、肉類（牛、豚、鶏）の原産地表示を定めている。

輸入した動物については、輸入後処分までの国内での飼育が、ウシ 6 か月以上、ブタ 2 か月以上、ニワトリ 1 か月以上で国産扱いになる。

魚介類は漁獲の海域表示、さらに海域が遠方で複数の場合には「遠洋」表示、養殖した水産物は「養殖」の表示を要する。

④ 生産プロセスに関する表示

有機栽培、国内有機食品は MIFAFF の管理下であり、持続可能農業促進法に従う。現在、輸入有機食品は KFDA 管理であるが、2010 年からは全て MIFAFF の所管になる。KFDA は 347 か所の認定機関を認めていたがこれらは解消する。MIFAFF は新規に認証するとみられる。

食品の新材料が出てきた場合は、KFDA の危害基準課が評価して利用の可否を決める。

⑤ 食品添加物

全ての食品添加物は物質名と用途を併記して表示する。国際物質番号 (INS) などによる番号記載はできない。用途が複数ある食品添加物は、利用の主要目的である用途名を併記する。

食品添加物には簡略名が認められているが、その数は 1~2 種である。簡略化では元素記号の K、Na、Ca、Fe などが利用され、例えば、ソルビン酸 K (カリウム) などがある。また、ジベンゾイルチアミンは、チアミンかビタミン B1 の表示ができる。しかし日本のような別名記載は不可である。

物質名を省略して、用途名の「酸味料」「乳化剤」などの一括名表示をすることは認められず、使用したすべてを記載する。カロチノイドなどの類別名表示はあり得ない。

小麦粉、砂糖、油脂などは製造の過程で、種々の食品添加物を利用するが、最終製品での残存は微量である。これら食品添加物のキャリーオーバーについては、表示の必要はない。

⑥ アレルギー表示

アレルギーの表示は、鶏卵、牛乳、ソバ、ナンキンマメ、大豆、小麦、サバ、カニ、エビ、豚肉、モモ、トマトの12種である。これらは含有量に関係なく表示する。

食堂、レストランでは表示の必要はない。（消費者は特定アレルギーの有無を尋ねる以外は防げない）

原料が何であれ、食品添加物にはアレルギー表示は不要である。

交差汚染の可能性は表示する。「この食品はソバ加工と同一設備で作られた」など。

⑦ 有機農産物と有機加工食品の表示

MIFAFF 管轄の持続可能農法促進法による、有機農畜産物は有機の表示を行う。有機加工食品の表示は、有機原料が100%の場合主表面に表示ができる。有機原料が95%以上の場合製品名に「有機」を使用できる。70~95%では有機の用語使用可能。70%以下の場合には原材料名に有機××の使用が可能である。オーガニック表示も可能だが、ナチュラルの表示は禁止されている。なお、GMO（GM起原添加物）と照射食品は有機食品の原料にできない。

有機農産物のほかに、移行期間中作物、無殺虫剤（化学肥料）作物、低殺虫剤（化学肥料）作物の4段階があるが、低農薬、低化学肥料は近く廃止する（MIFAFF）。なお、国産品の残留農薬量は検査している。

⑧ 栄養成分表示

加工包装食品には栄養成分表示を行う。栄養成分表示は白地に黒文字で表示する。なお、栄養成分表示を省略できる場合は、対面販売や、製造業が店頭で製造加工し販売する場合である。表示対象成分は、熱量、炭水化物（糖類）、タンパク質、脂肪：飽和脂肪、トランス脂肪、コレステロール、ナトリウム、その他強調しようとする栄養成分である。また一日栄養基準値に対する比率（%）を、100g当たりか、一回の提供料あたりで表示する。

栄養素の過剰摂取の警告表示はしない。これは栄養基準値に対する製品の%表示で分かるからである。

栄養素に関する高、低などの強調表示では、KFDAの表示基準に10種の栄養素に関して、低、無、高、リッチの定義が示されている。

⑨ 健康機能食品の表示

（注：健康機能食品に関する法律では、英訳は **Functional Food** であり、法の内容は日本の特定保健用食品にほぼ該当する。この範疇にあるいは日本の栄養機能食品を含むかもしれない。しかし、日本にも法的な規定のない「いわゆる健康食品（単なるビタミン、ミネラル剤など）」に関する法律はおそらく韓国にはないと推定する。）

健康機能食品は通常の栄養機能とは異なり、健康機能を促進するポリフェノールなど天然の物質や微生物を含み、今後も増加が予想される。この食品に関しては、健康機能食品

法（Functional Food Act）、同表示基準、同履歴追跡管理基準がある。

健康機能食品の推定効果表示は許されるが、科学的な有効性の立証を要する。KFDAは健康機能について審査を行い、安全性と機能性を検査し、規格・基準などを定める（14条）。これらに関しては同法表示基準6条に詳細な規定がある。

⑩ 優良誤認に関する判断

製品の表示には、天然、ナチュラル、ピュアー、伝統的、ベスト（最良）、新鮮、トップの記載は許されない。「環境に優しい」、「ナショナル」などの表示は、内容と状況によって判断される。これらは有機食品と誤解されないことに留意している。

⑪ 表示違反の現状等

KFDA 管轄食品に関する近年の表示違反では、産地偽装以外の違反はほとんど報告されていない。KFDA 及び 16 の地方自治体は市場からサンプルを収集し検査し、検査結果は KFDA に報告される。虚偽や誇大の表示違反は特にない。インターネット販売を含む違反は、過去は年間 1700～2000 件であった。最近は、2004 年 2487 件、05 年 2194 件、06 年 1723 件、07 年 1563 件、2008 年 1-5 月 1187 件と増加している。中小企業は表示に関し KFDA に相談することが多い。

MIFAFF 管轄の食品でも産地偽装が多い。

表示に関する課題や問題点には、2008 年 1 月 1 日から義務化された栄養表示があるだろう。また、食品衛生法と食品表示基準の改定がしばしば行われ、それらの業者への徹底にも問題があると見られる。

2. 食品防御に対する取組について

（1）食品安全の制度体系

① 食品安全のための法制度

韓国では 2008 年 12 月に食品安全基本法、及びその施行令が施行された。その目的は次のとおりである。

第 1 条： 食品の安全に関する国民の権利・義務と国及び地方自治体の責任を明確にし、かつ、食品安全政策の樹立・調整等に関する基本的な事項を規定し、もって国民が健康かつ安全に食生活を営めるようにすることを目的とする。

この法律では次の法律に関わる事業者と消費者が対象になる。

食品衛生法、農産物品質管理法、水産物品質管理法、畜産法、肥料管理法、農薬管理法、飼料管理法、薬事法の動物用医薬。その他国民の健康、飲食に関連する法律で、食品等の安全に関連する法令。

第 5 条では、国民が、国又は地方自治体の食品安全政策の樹立・施行に参加し、食品安

全政策に関する情報を知る権利を規定している。さらに第 27 条で消費者の各種委員会への参加を定めている。また、第 7 条で、食品安全政策委員会の設置を規定している。

第 15～19 条では、緊急対応、生産販売の禁止、検査命令、追跡調査、食品等の回収を規定している。また第 20～23 条で危害の評価、HACCP など、安全管理の科学化を規定している。

② 追跡調査（トレーサビリティ制度）

食品安全基本法第 18 条は、政府による追跡調査の施策樹立と施行を規定している。調査に関連する省庁と、関係行政機関は共同で追跡する。事業者は食品等の生産販売の過程を確認できるよう、必要事項を記録・保管し、閲覧又は提出できるよう管理する。

食衛法 15 条には危害評価と緊急措置の規定があり、現在、検察庁から係員が KFDA に派遣され、対策が論議されている。消費者院は検察と情報交換をしている。

食衛法 49 条に食品履歴追跡管理登録基準があり、原料から製品までの履歴把握が可能なことになっている。健康機能食品についても、履歴追跡管理基準が定められている。

MIFAFF 管轄食品では、牛肉について 08 年 12 月から実施済み、また 2006 年から主要農産物 96 品目について履歴追跡管理を始めている。

輸出国にさかのぼるトレースはない。KFDA では国内の加工食品について、研究開発課題として、高麗人参と粉ミルク他 1 件をモデル事業として取り上げている（09 年 8 月終了予定）。

（2）食品安全と食品防御のための体制

フードディフェンス：意図的な犯罪行為に対する食品防御の取り組みに関して、MIHWA F によれば法の準備は未着手である。

① 予防と情報収集・提供

直接的な防御方法ではないが、食品安全の方法として、HACCP が食衛法 22 条で定められている。畜産に関しては、2012 年目標で畜産施設の 80% で HACCP の採用予定である。HACCP、GMP は KFDA で指導し、加工食品では 90% の採用を目標としている。水産加工では HACCP が進んでいる。しかし、ISO22000 の普及は不十分である。

食品衛生監視員、消費者食品衛生監視員、市民食品監査人の制度があり（食衛法 32、33、34 条）、監視の結果は KFDA に報告される。大部分の監視業務は地方自治体の係員が実施する。

前述のとおり、行政の監視員には公的な資格制度がある。消費者食品衛生監視員、市民食品監査人は、消費者団体等の推薦をうけ、経験と学識のあるものから選ばれ、公的資格が与えられる。なお分析検査は地方 KFDA、地方自治体の研究機関、その他民間機関（KFDA の認定機関であることが必要）で行うことができる。

KCAは毎年、消費者の危害情報を発表している。例えば、2008年の場合は全体で35,425件のうち、食品及び嗜好品は6,495件(18.3%)と最多であり、土地建物・設備5,828(16.5%)、車・乗物4,135(11.7%)が続いた。

② 輸入食品の安全性

輸入食品の検査はKFDAが実施している(以前は検疫所と二元管理であった)³。

輸入食品に関係する政府機関は、韓国税関(KSC)、KFDA、KFDAの駐在しない検疫所、獣医疫学研究所、植物検疫所である。これらの各機関の役割は、KSCは入管前の電子データ(EDI)システムによる事前調査を行う。KFDAネットワークはEDIネットワークシステムと連結しており、検査結果は直ちにKSCに入り通関される。動植物の検疫はKSCの審査以前に行われる。ただし畜産製品は畜産加工法で管理され、NVRQSの検査を受ける。

なお、輸入量が100kg以下の食品については、検査をKFDAが認証した分析機関に委託できる。

前述の通り、輸入食品検査は全国12か所のKFDA地方庁、支所で行っているが、人手は大変不足している。輸入品目は約300種で、その内217品目を検査している。

輸入量は2003年の11,119千トンから'06年11,227千トンと増加はほとんどないが、この間に金額は580万ドルから781万ドルに増加している。この間の上位5の輸入相手国は、件数で、中国(31~32%)、アメリカ(16~17%)、日本(約14%)、フランス(約5%)、イタリア(約3%)になっている。

輸入食品の件数と検査状況を次に表示した。輸入件数は日本より一桁少なく、精密検査の比率が輸入件数の20%以上と多いこと、さらに不適(違反)率が一桁多いのが特徴と言えよう(日本の検査率は10~11%で、違反率は0.05~0.08%)。

輸入食品の件数と検査状況

年度	輸入件数	書類検査 (%)	官能検査 (%)	精密検査 (%)	不適品 (%)
2003	185,299	139,487 (75.3)	13,371 (7.2)	32,441 (17.5)	1,002 (0.54)
2004	196,968	128,314 (65.1)	29,917 (15.2)	38,737 (19.7)	955 (0.48)
2005	215,494	146,058 (67.8)	29,414 (13.6)	40,022 (18.6)	953 (0.44)
2006	238,539	165,007 (69.2)	24,010 (10.1)	49,522 (20.8)	922 (0.39)
2007	270,163	(66.9)	(9.9)	(23.2)	(0.55)

(2007年の%は1~9月:3/4年分)

輸入国への食品安全担当官の派遣は、現在、MIHWAFから北京に一名を常駐派遣しているが、今後増強する予定である。またアメリカにはワシントンDC、シカゴなど4か所に情報交換員を派遣している。

³ 詳細は輸入食品検査指針、食衛法規集p.593以降を参照のこと。

③ 情報収集と提供

問題の発生では、食衛法 17 条に緊急対応が定められている。食中毒事故は KFDA と疾病管理本部が担当する。消費者院の海外情報収集については、危害情報課で英文、中文担当など 10 名が危害情報を収集し、データベースを体系化している。また、KFDA の危害情報課は、世界中の食品、医薬品の危害情報をリアルタイムで把握している。

危害情報伝達は、KFDA 及び MIHWAF の報道官が行う。また、KFDA はインターネットで情報伝達を行っている。

④ 対応

KFDA は食品事故に当たって、製品収集検査、監視検査を強化すると面談者は述べた。さらに事業所の点検、緊急改良指示を行う。事故に当たっては、異物管理指針によってその扱いに軽重をつける。

食中毒の発生では、地方自治体の保健所から KFDA に報告する。重大事件では、KFDA では体制を直ちに強化し、土日休日なしで情報を収集し、医療機関は食中毒経過を即時報告する。

意図的な薬物など危害原因の食品への混入では、対応は行政主導で行う。意図的混入が疑われる時は KFDA が対応し、科学的証拠によって対応策を行う。また重要な事件では、食品安全政策委員会が対応する。人為的な薬物混入は時々起こる。なお前述のように、2007 年の食品衛生法違反での起訴件数は 35 件で、その 34 件に有罪判決が行われた。

食品関連の公務員は全国で 47,000 人おり、問題発生時の対応マニュアルがあると KFDA 面談者は述べた。

⑤ 国際連携

国際的な連携に関しては、農業関係は MIFAFF、他は MIFWAF が常時行っている。情報は主に韓国大使館から来る。

国内で起こった問題について、国際機関への連絡の基準はないと思う由であった (KCA)。KFDA は、主要国とリアルタイムで情報交換している。輸入国との定期的な情報交換の制度はないが、重要な情報は受けている。例えば、最近発生したアメリカのナンキンマメのサルモネラ汚染と回収事件などの例がある (全米規模の回収事件)。

⑥ 全般的な消費者の関心

食品添加物、残留農薬への関心は高く、全体的に消費者の食への関心は大きい。

今回の調査に関する考察、日韓比較を中心に

1. 表示違反の誘因

韓国の食料自給率はカロリーベースで46%であり、アメリカからの穀物輸入を除くと、輸出元は日本と同様に中国が最多である。韓国の国民一人当たりGDPは、2005年に16.5千ドルと日本のほぼ1/2であり、食品はかなり安価である。多分、輸入農水産物価格は関税込みであっても、国産品と比べ格安と推定される。日本での価格差はおよそ1:3であり、産地偽装の強い誘因になっている。韓国の表示違反の大部分が産地偽装であることから、両国の事情はほぼ同様であろう。入手経路を巧妙にごまかせば、非常に安直に利益獲得が可能になる。この状況は欧米には少なく、日韓両国の特殊事情と言えよう。元来、管理が行き届いた状況下では、食品の産地はその品質と安全性に無関係なためである。

欧米での表示違反には、オリーブ油やワイン、チーズなどの著名産地の偽装は多い。しかし、通常の不正は安価・代替原料による偽和の場合が多い。そこで多くの違反取締りの根拠は、食品原料内容の真正分析によっている。日韓両国でも、例えば非銘柄米の混米のように、安価・代替原料による偽和と水増しは少なからず存在するであろう。しかし、技術と体制、データベースの点で十分な検証ができないのが現状と言えよう。特に日本では、食品の品質表示基準によって、JAS規格外ハムのように多量の異種タンパク質や水を含んでも、原材料を多い順に表示すれば合法という特殊な事情がある。

2. 表示違反取締の日韓差異

KFDAによると、不正・不良食品の摘発は、2005年に2,019件、2006年は1,585件、2007年は1,563件、2008年5月まで(5か月)で1,187件であった。

日本の農林水産省は最近(09.04.03)、都道府県を含めたJAS法の品質表示基準の違反を発表した。業者への改善指示と命令の件数は、それぞれ、08年度が118件と2件、07年度は84件と2件、06年度に63件と0件である。この他に毎年、10件以下の公正取引委員会の排除命令がある。しかもこれらの中で、刑事告発に至った例は、ミートホープや三笠フーズなど数えるほどにすぎない。また、農林水産消費安全技術センター(FAMIC)は、JAS法による品質表示のチェック結果を毎年発表している。2007年度の報告では、加工食品5,370商品の成分分析を行い、133商品(2.5%)に不適正と疑義を認めている。この内、原産地の疑義は3.2%であった。これらがどれほど不正防止の歯止めになったのだろうか。

農水省の食品表示110番への食品偽装通報は、07年に3,757件、08年は5,000件を超えたと聞く。しかし重要な情報ほど、通報者は出所と連絡先を教えないという。農水省には食品偽装を調べる食品表示Gメン(特別調査官)が約1,800人いるが、違反への改善指示と命令が08年度が最高の120件とは驚きである。この人達には一体何をさせているのだろうか。この仕事は、市中からの試料収集と分析などの事前調査に始まり、立ち入り、書類

調査など大変な手間を要するという。この不合理の原因は、元来が生産者寄りの JAS 法に、業者の不正を許さないという思想がないためであろう。そこで、違反摘発への運用が極めて非効率であって、罰則の体をなしていないためと考える。

このことは JAS 法違反の刑事事件の数でも示される。昨年 9 月の警察庁発表によると、2007 年度の食品不正に関連する検挙数は、食品衛生法違反が 48 件、JAS 法違反の産地偽装は 4 件であった。またこれらは、2008 年上期にそれぞれ 20 件と 9 件であった。この事象の背景には、過去に表示違反は全くの「ヤリ得」であり、業者に罪の意識が薄かったことがあげられる。2002 年 1 月の BSE に関わる牛肉偽装事件までは、JAS 法違反に対する公表と罰則の適用は、筆者の知る限りでは皆無であった。そこでつい最近まで、畜肉業や米穀販売業などをはじめ多くの業者に、表示違反は犯罪であるとの意識が希薄であった。

韓国の人口は日本の 38%であるが、KFDA による近年の不正・不良食品の摘発が、年間 1,500~2,000 件であること。日本の農水省調査による、韓国での 2006 年の不正食品刑事告発の件数が 1,868 件であることなどと比較すると、韓国政府が行う不正排除の実績の大きさに改めて感心する。日本人が極めて正直で、韓国には特に不徳業者が多いなどあり得ない。韓国では、重い罰則と執行があるにも関わらず、この数字である。例えば、製造年月日や流通期限の書き換えの行政処分が営業停止 1 か月、内容量が 10~20%不足で製造停止 1 か月などである。人口比を考慮すると韓国での不正摘発の頻度は、日本の 50 倍以上であり (06 年の場合 : $1,868 \div 0.38 \div 63 = 78$)、刑事告発の数は数百倍である。逆に申せば、監視や取締り及び罰則が緩やかな日本は、食品詐欺の天国ではないだろうか。

3. 地方自治体保健所員の役割

韓国の食品の表示違反取締りでは、全員で 1,400 人の KFDA では、実働者は多くて 250 人程度であろう。この件では、大部分の監視業務は地方自治体の保健所職員によって行われ、不正の報告は年間 1,400 件程度とされる。

日本の保健所の衛生検査員は、少なくとも年間 1 回は食品企業の衛生状態を調査する (実際は法定検査回数の 10%台ではあるが)。しかし、全国で 7,000 人とされる食品衛生検査員にとって、食品詐欺の摘発は本来の業務外である。彼らは食品企業の製造現場に詳しく、従って違反を発見しやすい立場にある。例えば、業者の原材料置き場を見れば、そこで何が行われているを知ることができる。何ともったいないことであろうか。食品表示 G メンの活用法も含めて、消費者保護のために、仕組みを変えるべきと思うのは筆者だけではないであろう。

4. 不正防止の仕組みと市民の参画

前述のように、韓国には不正疑惑の通報者に報奨金があり、通報者は同業者が多いという。日本では内部告発が多いが、韓国の場合はある意味で社会の健全性を象徴しており、正直な業者が損害を受けないことが重要である。また、表示に関して消費者が活用されて

おり、食品安全政策委員会メンバーの 1/3 は NGO であることが勧告されている。消費者院によると、不正防止の案件で、消費者団体に年間 3~4 回の要請があり、この種の仕事は団体の業務の 20% を占めるとされる。

公務員の食品衛生監視員のほかに、消費者食品衛生監視員、市民食品監査人の制度があり、監視の結果は KFDA に報告される。この制度運営の実態は調査に値しよう。

5. 感想と結論

1950 年の朝鮮戦争でほぼ全土が戦場になり、126 万人の死亡と、1,000 万人以上の離散家族が発生した。南北分断は継続し、この国は常に一種の緊張状態下にある。また、国民の政治に対する関心は非常に大きいという。中国、ロシア、欧州の果てまで地続きであるこの国の国際感覚は、島国である日本とかなり異なることを感じた。過去に 35 か国 60 回の旅でよく感じたことは、島国日本の「外見ず流の特殊性」であったが、東洋の隣国でもそれを感じる結果になった。日本の中で優れて国際的な視点で行動できているのは、特に輸出企業であって、政治と行政部門では、教育、農業、福祉、環境、消費者保護など民政分野の遅れが著しい。

食品行政の分野だけの経験であったが、少なくとも法制度の面では、韓国に民主主義が根付いていることが分かった。ひいき目があるかもしれないが、国民の不安に効率的に対処しようとする行政の行動が感じられた。食品輸入件数が最大の中国には、北京に係官 1 名を常駐させ、今後増強の予定とされる。また輸入量が最多のアメリカには 4 か所に連絡員を派遣している。（なお、アメリカは、FDA の職員 8 名を北京など 4 か所に常駐させ、輸入食品の安全強化を図っている。）

隣国の韓国では、制度としては世界水準の食品表示制度を実現している。これは今回の調査で驚きと共に大変な収穫であった。香港で来年に施行される予定の、先進的な栄養表示制度なども参考になるだろう。

島国の日本は何かにつけて「外見ず」の習性が政治・行政にも根付いている。欧米先進国では、食品の不正排除について 100 年の歴史がある。現在の食品表示制度の改革論議でも、消費者迎合的な原産国表示や、製造日、消費期限、賞味期限などの末梢的な論議に終止している。重要原材料の%表示や、親切的な栄養表示など、せめて、世界の消費者保護政策に遅れないような努力を期待する。

その他の事項

KFDA の本部はやや広い敷地内にある。二か所の分室ビルのうち今回訪問したビルは、中心部から離れた小形ビル街にあり警備員も見あたらず、大きな保健所の感じであった。また、MIFWAF は現代グループビルの 2 フロアに同居しており、KCA もお役所的な雰囲

気が少なかった。しかし、MIFAFFは塙を巡らした官庁団地内にあり、案内センターに旅券や身分証明書を預け、予約の有無の確認など入省管理は厳重であった。

謝辞： 今回の調査は、非常に優秀有能な通訳者、キム ヒェオン（金 恵媛）女史の存在なしには、とても実行できなかつた。ここに心からの感謝を捧げる。

以 上